

私は、琉球大学の教員であり、森林・マングローブの保護を専攻し、泡瀬干潟に隣接する比屋根湿地のマングローブ生態系について研究を行っている。また、所属する学会（日本学術会議研究協力団体）である日本科学者会議の沖縄支部常任幹事として、泡瀬干潟埋め立て事業に係る生態系保全の担当を務めている。以上の立場から、ここに標記の件につき意見を述べる。

I. 事業変更手続きの方法について

本手続きは、県庁などの極めて限られた部署に、短期間、印刷体の冊子を置いて閲覧させ意見を徴するというものであった。このような方法では、平日の日中に十分な時間と資金があって閲覧に行くことができる者のみが手続きに参加でき、他の者は、閲覧の手段がないため意見を提出できないという不平等な扱いを受けることになるし、このことは事業者からすれば、専門家や市民の多様な意見を集めることができず、手続きの実効を欠くことになる。IT技術が発展普及した現代では、汎用ファイルをウェブサイト上にアップロードし、広くインターネットでの閲覧を求めれば、極めて安価かつ容易に上記の問題を克服することができることを考えれば、本件における国と県の業務の懈怠は重大であり、事業者はこの事業について国民に広く知られ、意見が出されることを恐れていると解されても仕方ない。このような手続きの不備は許されるものではない。

II. 事業変更手続きについて

本件手続きにおいて、環境影響評価法に基づくアセスメント（方法書、準備書、評価書の手続き）が実施されていないのは、極めて重大である。事業者は、過去の環境アセスメントにおいて重大な見落としや調査の欠如があったことを認めている。事業の変更後も本件事業によって泡瀬干潟・浅海域の極めて貴重な自然生態系に重大な影響が及ぶことを、多くの専門家も市民も危惧し、指摘しているところである。このことを知りながら、アセスメントを実施しないのは、極めて不誠実である。そもそも、適切に環境アセスメントが行われ、埋め立てによって予測される環境影響が評価されない限り、埋め立てによる経済効果と逸失利益を比較考量することはできないのであって、本件の経済合理性はおよそ証明されていない。

III. 事業案の問題点について

変更手続きそのものに重大な欠陥があることを、I., II. で既述した。このことをもって、本件手続きは中止するべきものとするが、仮にこのことをおいたとしても、変更案そのものには下記のような重大な問題が山積しているため、それらについて指摘する。

1. 埋め立てが行われる海域は、極めて生物多様性が高く、底質も多様で特色があり、泡瀬干潟・浅海域の生態系を維持するための核心部ともいえるところである。しかも、このことは専門学会誌や自然保護団体の活動によって公にされている周知の事実であるため、事業者はこの海域を埋

め立ててしまうことによる環境影響について具体的に説明する責務がある。ところがこれが全く行われていないのは、容認できない。

2. 東日本大震災で、津波の猛威を全国民が知った。この地震による津波として、泡瀬干潟においても1m程度の潮位変化が目撃されており、遠方の地震の影響をこの海域が受けることを事業者は改めて認識したはずである。泡瀬干潟は、太平洋に面して間口の広い中城湾がすぼんだ最奥部にあり、太平洋一円で発生したいずれの津波の影響をも受けやすく、しかも波高が著しく高まって到達するという地形条件にある。そもそも、沖縄島の東側の太平洋には琉球海溝があり、プレート境界で起こる大規模な地震災害への対策が必要である。この際、リーフから続く斜面に堆積した土砂が地震動で地滑りを起こして生じる「海底地滑り」起源の津波は、波高が高く、岸に直ちに到達するため、警戒が必要である。また、埋め立て地にあっては、地震による液状化現象、避難しようとするものが起こす渋滞による避難の困難、アクセル道路の橋梁の落下などによる大災害などにたいしても、シミュレーションを行い十分な対策を取る必要がある。このようなことが分かっているながら、今の時期に、特段の津波・地震動への対策を取らぬまま事業の変更案を成案として提出して推進しようとしていることは、考えられないことであり、直ちに手続きを中止すべきである。

3. 東日本大震災を受けて、沖縄県下でも沿岸地域を中心に、防災対策の再点検を行い、必要な対策を早急に講じることが必要である。そのためには、国・県が所要の予算措置を講じなければならない。すなわち、東日本大震災を前後に、客観的にも、国民・県民の意識においても、国や県がいかなる公共事業に優先的に予算を充てるべきかについては、判断基準に劇的な変化が生じたと考えなければならない。そのような環境下で、本件事業の優先度、公共事業としての合理性は大きく変化しているのであって、事業者は、現下の情勢下でもなお、本件事業に合理性があり、他の事業に先んじて実施する必要性があるのかについて、十分に検証し、国民・県民に説明して支持を得る責任がある。しかし、それらは全く行われていない。

4. 変更後の事業案は、沖縄市が先にまとめた、新しい土地利用計画案に基づいている。しかし、この新沖縄市案は、(1)入り込み客数の予測が極端に過大となるよう、科学的に許されない操作を含む算定式を考案・採用して行われている、(2)土地利用計画に即して計画されている公共施設は、県内の他施設と競合する上に最初から赤字が見込まれているし、民間企業を誘致する事業についても進出を手堅く見込める企業がないなど、事業の破綻がすでに予測されている、(3)地元への経済効果や自治体財政への影響予測は極めて楽観的なものであり、およそ実態から乖離している、などの問題がすでに専門家や地方議会により明らかにされている。沖縄市・沖縄県は先の本件事業への公金支出差し止め訴訟の確定判決で、事業の経済合理性について、特に手堅く予測して説明責任を果たせなければ、事業を実施することは違法であることが指摘されているところ、本手続きにおける経済合理性の立証は、余りにもお粗末と言うべきであり、およそ事業の変更が認められるものではない。

5. 本件事業は出島方式の埋め立て事業である。事業の本質上必要な次の件が、本手続きでは切り離されており、適切な評価ができない。すなわち、(1)沖縄島本土と埋め立て造成地とはアクセス

道路で結ばれるが、この橋梁架設事業は本件事業から切り離されているため、本件事業と一体的に、環境影響、経済合理性、防災対策等を評価することができない。(2)埋め立てに供する土砂は、その相当部分を海砂の購入によって当てることが明らかにされた。このことにより、海砂の採取予定地における自然環境や水産業等への影響評価、他海域から泡瀬干潟・浅海域に海砂を持ち込むことに伴う、埋め立て地周辺海域の導入生物による環境攪乱の影響評価を行う必要があるが、これらが一切行われてない。このことにより、本件事業で必然的に生じる環境や産業への影響の評価が欠如することになるから、このような手続きは許されない。

IV. 結語

泡瀬干潟・浅海域は、生物多様性が高く、多数の貴重種や、この海域でしか確認されていない種などが存在するばかりか、底質が多様で海洋生物が集団として生息する「場」としての貴重度も極めて高い。渡り鳥の中継地としても国際的にその貴重性が認識されている。この海域は、入り込み客が年間を通して多く、周囲には比屋根湿地や勝連城跡など貴重な自然や歴史遺産があり、県総合運動公園の利用者や沖縄市等の周辺住民にとっては貴重な景観をなしている。このように、極めて貴重な資源であり、この海域を保全して次世代に継承することは我々の責務である。

ところが、国・県は、この海域の埋め立てを企図しており、埋め立て事業に関わる問題点について、専門家や市民から重要な指摘がなされているにもかかわらず、その説明を回避したまま、本手続きが行われている。その問題点は、ごく一部を要約しただけで上記の通り、事業の全般にわたるものである。このような説明責任の放棄は容認できない。

国と県は、本手続きを撤回し、泡瀬干潟・浅海域を埋め立てるといふ事業そのものを取りやめるべきである。

以上